

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
替る日)

目次

◇告

示 字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出

被爆者一般疾病医療機関の指定

昭和三十九年十二月鳥取県告示第六百六十五号の廃止

ひな白樹検査の実施

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

” ” ”

土地区画整理法による換地処分

道路の位置の指定

◇告

示 昭和三十九年度鳥取県職員採用中級・初級試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和四十四年十月十三日現在の地番による。）

西品治

字一乗寺裏

西品治字一乗寺裏の全域、西品治字新白の全域並びに西品治字新白上井後八三、八四、八七の一及びこれらと一体をなす国有地

西品治

字新白上井後

西品治字新白上井後のうち八三、八四、八七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

西品治字新白

鳥取県告示第四百一十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十五年二月十九日	太田原 医院	気高郡気高町宝木

鳥取県告示第四百二十二号

昭和三十九年十二月鳥取県告示第六百六十五号（因幡山岳県立公園の指定について）は、廃止する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月十五日	倉吉市	各養鶏場
” 十六日	”	”
” 十七日	”	”
” 十八日	関金町	”

鳥取県告示第四百四十四号

昭和四十四年七月二十四日付けで東伯郡羽合町大字下浅津百八十三番地浅津農業協同組合組合長理事本多不二雄から申請のあつた農業協同組合が行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
羽合町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十五号

昭和四十四年七月四日付けで赤碕町長から申請のあつた土地改良(松ヶ丘地区老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
赤碕町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十六号

昭和四十五年一月二十六日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良(大平地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十七号

昭和四十五年一月六日付けで大山町長から申請のあつた土地改良(富岡地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十八号

昭和四十四年十二月二十六日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良(能竹地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十九号

鳥取市寿国地区土地整理事業施行地区の宅地について、昭和四十五年二月二十四日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)第一百三十四条後段の規定により告示する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年三月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町 二丁目三〇	米子市上福原字西孫兵衛池一三七三ノ一	幅員 四・六〇 メートル
名神観光開発 株式会社	一三七三ノ九	六・〇〇 メートル
代表取締役 西田 三郎	一三二九ノ四	延長 三七五・〇〇 メートル
"	一三二九ノ九	
"	一三二九ノ一二	
"	一三二九ノ一六	
"	一三二九ノ一七	
"	一三二九ノ二三	
"	一三二九ノ二九	
"	一三二九ノ三三	
"	一三二九ノ三七	
"	一三二九ノ四二	

公 告

昭和44年度鳥取県職員採用中級・初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和45年3月6日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容及び勤務場所
中級 栄 養 士	1 名	米子市に所在する県の機関に勤務し、専門的な業務に従事します。
初級 一般事務(A)	8 名	西部地区に所在する県立学校、市町村立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴及び資格

試験区分	学 歴 及 び 資 格
中 級	学歴は問いませんが、短期大学卒業程度の学力を必要とします。ただし、栄養士の資格を有する者又は昭和45年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限ります。
初 級	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
中 級 栄 養 士	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で、女子に限ります。
初 級 一般事務(A)	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 第1次試験
- (1) 方法
- 中級試験については、教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度において、初級試験については、教養試験及び作文試験を高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。

イ 専門試験 栄養士としての専門的知識及び能力を有するかどうかについて択一式により行ないます。なお、試験問題は、次の分野から出題されます。

分	野
	栄養学、食品学、公衆衛生学、食品衛生学、栄養指導、調理、食糧経済、社会福祉

ウ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

(2) 試験日時及び場所
昭和45年4月5日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 中級試験については、教養試験及び専門試験の成績を総合して、また、初級試験については、教養試験及び作文試験の成績を総合してそれぞれ合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験、作文試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和45年4月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

エ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日時及び試験地

昭和45年4月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和45年4月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて高ポイントに提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として中級の場合は給料月額25,400円(26,400円)初級の場合は20,340円(23,140円)がそれぞれ支給され、その後は定期に昇給します。そのほか期末・勤続手当(年間、給料月額約4.4月分)、運動手当、扶養手当等が支給されます。

※ () 内の金額は、昭和44年の本委員会の勧告に基づく給与決定が実施された場合のものであります。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「中(初)級申込用紙請求」と朱書き、おて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「中(初)級試験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はかき」に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。返信用の切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

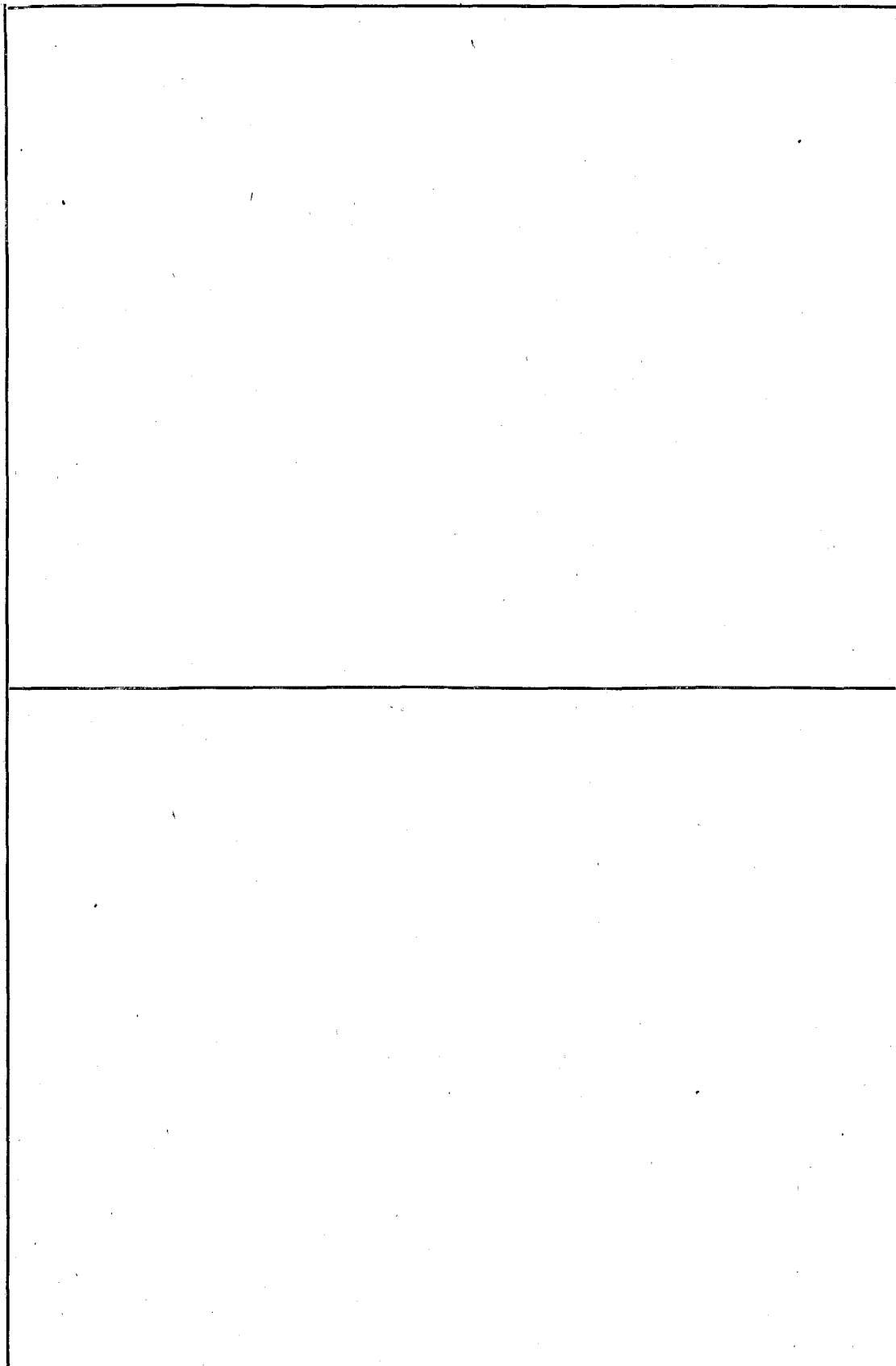
昭和45年3月10日(火)から昭和45年3月30日(月)までとし、郵送の場合は、3月30日(月)までの消印のあるもの限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金を 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

